

【件名】

庁外施設におけるネットワーク環境の整備について

【要旨】

庁外施設（みらいステップなかのを除く）については、これまで有線を利用した庁内情報ネットワーク（※1）を構築してきたところである。新庁舎移転を契機に、庁外施設においてもモバイルパソコンの配備が進み、端末の持ち運びは容易になった一方、庁内情報ネットワークの接続場所が限定されていることから、十分に活用できていない状況である。

このため、職員が円滑かつ効率的に業務を行い、住民サービスの向上を図ることを目的として、一部施設において庁内情報ネットワークに無線LANを導入し、利用環境の整備を進める。

また、庁外施設で導入している統合ネットワーク（※2）については、令和8年度中に機器賃貸借期間の満了を迎える予定である。

これを受け、新たな機器の調達及び入替を行うとともに、庁外施設における統合ネットワークについて、安定的な運用環境の整備を図る。

※1 庁内情報ネットワーク：全庁的な情報共有及び統一かつ効率的な事務処理の用に供することを目的としたシステムにおけるネットワーク

※2 統合ネットワーク：住民情報ネットワークと庁内情報ネットワークを統合したネットワーク

1 対象施設

(1) 庁外施設における庁内情報ネットワークの無線LAN導入

業務内容と無線化による効果を検討した結果、今年度は以下の15施設に対して整備を実施する。

- ・保育園（10）
- ・すこやか福祉センター（4）
- ・保健所（1）

(2) 庁外施設の統合ネットワーク機器入替作業

保健所や区民活動センターを始めとした以下の80施設に対して作業を実施する。

(入替対象施設)

- ・保健所（1）
- ・区民活動センター（14）
- ・すこやか福祉センター（4）
- ・子ども・若者支援センター分室（1）
- ・清掃事務所（2）
- ・保育園・幼稚園（11）

- ・鍋横保育園・鍋横区民活動センター（１）
- ・児童館・ふれあいの家（１５）
- ・学校・教育センター分室（２６）（令和７年度までに更新済みの学校は除く）
- ・地域包括支援センター（４）
- ・産業振興センター（１）

２ 調達するネットワーク機器について

調達するネットワーク機器は以下のとおり。

- ・統合ルーター
- ・拠点ルーター
- ・認証スイッチ
- ・出先Ｌ２スイッチ
- ・無線ＬＡＮアクセスポイント
- ・フロアスイッチ

３ スケジュール（予定）

令和９年３月までに 機器の調達、入替、設定作業等を経て順次利用開始